

第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事概要

日時：令和8年6月26日(金)

午後1時00分～午後1時50分

場所：江別市民会館3階 37号会議室

出席委員数 12名

出席：大久保 薫、泉 侑李、川田 純、平山 実奈子、葛山 ひろ子、内館 佳子、
井川 達也、安部 由里香、谷藤 弘知、川岸 尚志、澤口 篤、中村 眞貴子

欠席：佐藤 貴史

事務局：健康福祉部長 四條 省人
健康福祉部次長 深見 豪
障がい福祉課課長 飯塚 修義
障がい福祉課主査 佐藤 雄介
障がい福祉課係長 細川 晃司
障がい福祉課主任 芳賀 俊平

子ども家庭部長 東 嘉一
子ども家庭部次長 宮崎 周
子育て支援課長 気境 智道
子育て支援課主査 吉田 勇太

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 課長 林 梢子

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 主任 岡田 滉平

傍聴者：1名

議事次第

- 1 委嘱状交付
- 2 委員紹介及び事務局紹介
- 3 開 会
- 4 健康福祉部長挨拶
- 5 議 事
 - (1) 委員長及び副委員長の選出について
 - (2) 障がい者支援・えべつプランの策定について
 - (3) 障がい福祉計画等策定に係る団体ヒアリング及びアンケート調査の実施について
- 6 閉 会

事務局	：	本日、委員13名中12名が出席しており、江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき本日の委員会は有効に成立しております。 ただいまから、第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会を開催します。 はじめに健康福祉部長より、ご挨拶を申し上げます。
健康福祉部長	：	【挨拶】
事務局	：	次第5の議事に入ります。委員長が決定するまでの間、事務局が司会進行を務めさせていただきますが、ご了承くださいませでしょうか。
一 同	：	【承認】
事務局	：	次第5の議事(1)、江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第4条の規定により、委員長は委員の互選により決定し、また、副委員長は委員長の指名により決定することとなっております。委員の皆様から、委員長へのご推薦やご意見がある方は挙手をお願いいたします。
川 岸 委 員	：	事務局案があれば、提案していただいてはどうでしょうか。
一 同	：	【異議なし】
事務局	：	事務局案を提案させていただきます。 委員長に前回の計画策定時に委員長を務めていただきました「札幌学院大学の 大久保委員」をご提案させていただきます。 事務局案に対しましてご意見、ご異議がありましたら、お伺いいたします。
一 同	：	【異議なし】
事務局	：	ご異議がないようですので、「札幌学院大学の 大久保委員」に委員長をお願いすることに決定しました。大久保様、一言ご挨拶をお願いします。
大久保委員長	：	【挨拶】
事務局	：	要綱第4条第3項の規定に基づきまして、委員長に副委員長を指名させていただきます。

大久保委員長	：	副委員長は、江別市社会福祉協議会の佐藤委員にお願いしたいと思います。 よろしいでしょうか。
一	同	：【異議なし】
事務局	：	佐藤副委員長は本日諸用によりご欠席されておりますので、ご挨拶については次回出席時にいただきます。 この後の進行は次第に従い、大久保委員長にお願いいたします。 なお、本委員会の会議につきましては、江別市市民参加条例に基づき、原則公開となりますので、よろしくお願いいたします。
大久保委員長	：	江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱第2条の規定で、傍聴希望者は、委員長の許可を受けなければならないとなっております。 本日は1名の傍聴希望があります。入室を許可します。 次第5の議事(2)、障がい者支援・えべつ 21 プランの策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	：	障がい者支援・えべつ21プランの策定について、ご説明いたします。 説明に入る前に、文言のご説明をいたします。 今後のご説明の中で、「障がい者」「障がい児」という言葉が頻繁に出てきます。障がい福祉分野の法律において、「18歳以上の障がいのある方」を障がい者、「18歳未満の障がいのある方」を障がい児といいますので、ご認識のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、お配りした資料に基づいてご説明いたします。 1ページの資料1をご覧ください。 資料1は、江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱についてです。 内容は、委員会の設置目的、委員構成、任期などの組織に関すること、その他委員会運営にあたって必要なことを定めております。 第2条は、計画の策定及び見直しに関する規定となっております。また、第3条及び第4条では、委員構成や、委員長・副委員長に関することを、第5条では会議の開催に関することを定めております。詳細については、資料をご覧ください。 次に、2ページの資料2をご覧ください。 資料2は、江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱についてです。

事務局：市の委員会等については、原則公開の趣旨から、市民に審議を公開し、傍聴を可能としているため、本委員会の傍聴に関して定めた要綱になっております。

第2条は、傍聴の手続きに関して定めたものであり、第3条以降については、傍聴に関する制限や守るべき事項などを定めております。詳細については、資料をご覧ください。

次に、3ページの資料3をご覧ください。

資料3は、計画策定に向けたスケジュールについてであります。

本日、第1回策定委員会を開催しておりますが、7月に第2回策定委員会を予定しております。第2回の策定委員会では、国から発出された基本指針を踏まえて、今回見直す計画にどのように反映させるかなどを、ご審議いただきます。また、8月には、障がい者及び障がい児を取り巻く現状や課題、地域ニーズを把握し、次期計画に反映させるために団体ヒアリング及びアンケート調査を予定しております。

第3回以降の策定委員会は、9月からを予定しており、各策定委員会の審議内容について簡潔に示しております。なお、計画素案につきましては、9月に開催予定の策定委員会の際にお示しすることを予定しております。

次に、4ページの資料4をご覧ください。

資料4は、障がい者支援・えべつ21プランの策定についてであります。

江別市には、障がい福祉施策に関する計画が、3つございます。

市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である「障がい者福祉計画」、その施策推進に向けた障がい福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」です。

江別市では、この3計画を総称して、「障がい者支援・えべつ21プラン」とし、一体的に策定しており、本日配付いたしました黄色の冊子が、現行の計画書となっております。また、紫色の冊子が3計画の内の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」となっております。

この3計画は、いずれも令和8年度をもって計画期間が終了となることから、令和9年度からの次期3計画を一体的に策定することにより、当市における「18歳以上の障がいのある方」と「18歳未満の障がいのある方」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

事務局：資料の5ページは、計画策定に関する根拠法令と、国、北海道、江別市における各計画の関連表となっております。

資料の6ページは、当市の関連計画の状況について簡単に示しております。
江別市総合計画では、障がい福祉の充実をうたっており、江別市地域福祉計画、江別市高齢者総合計画、江別市子ども計画と連携し、「障がい者支援・えべつ21プラン」を策定しております。

資料の7ページは、障がい者支援・えべつ21プランのうち、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である、現行の「第5期障がい者福祉計画」の概要について記載しております。計画期間は、令和3年度から令和8年度となっております。

基本理念は、障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成として、障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり、施設重視の福祉から地域福祉・在宅福祉への着実な転換、障がいのある方の自立と社会参加・就労の促進でございます。

またこの理念を実現するための目標が8点あります。

1点目は、総合的ケアマネジメント体制の確立。2点目は、ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大。3点目は、障がい福祉サービスの充実。4点目は、保健・医療サービスの充実。5点目は、保育・教育施策の充実。6点目は、雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援。7点目は、障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進。8点目は、スポーツ・レクリエーション・文化活動等障がいのある方の社会参加の推進をあげております。

資料の8ページは、障がい者施策の近年の動向について記載されております。また、国や北海道の障がい福祉関連の計画について記載されており、今回、皆様にご審議いただき、障がい者支援・えべつ21プランの策定に当たっては、こうした動向を踏まえて策定していくこととなります。

次に、9ページの資料5をご覧ください。

今回見直しをしていただきます、障がい者支援・えべつ21プランを見直すポイントについて記載しております。

令和8年3月に、国から「基本指針」が告示され、地方自治体はこの基本指針に即した計画の策定が求められております。

事務局	： この「基本指針」は、令和8年3月に告示されたところであり、資料19ページから22ページまでの「参考資料①」にて概要をお示ししているところでございます。 資料9ページから11ページは、告示内容の主なポイントを簡単に整理したものとなっております。 2の基本指針見直しの主なポイントとして、入所等から地域生活への移行・地域生活の継続の支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、地域における相談支援体制の充実強化、障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上、障害福祉サービスの質の確保、きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備、高次脳機能障害者に対する支援などが挙げられており、当市の計画におきましても、見直しのポイントを踏まえた計画にしていける必要がございます。 次に、3成果目標についてでございます。障がい福祉サービス等の成果目標の見直しということで、数値目標等の見直しの基準が明記されており、現行計画の達成状況を踏まえながら、令和9年度からの成果目標として計画に掲げていく必要がございます。 最後に12ページから14ページですが、北海道と国の現行計画の概要でございますので、ご参照ください。また、資料23ページから25ページまでの「参考資料②」にて国の計画の概要をお示ししているところでございます。 本日は概要の説明でございましたが、次回以降の策定委員会ではより具体的なことも含めて、進めて参りたいと考えております。 以上で説明を終了します。
大久保委員長	： ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。
一 同	： 【質問・意見なし】
大久保委員長	： 次第5の議事(3)、障がい福祉計画の策定に係る団体ヒアリング及びアンケート調査の実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局：	始めに、障がい福祉計画等策定に係る団体ヒアリングの実施についての説明をさせていただきます。15ページの資料8をご覧ください。 1. 調査目的につきましては、次期計画を地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児の取り巻く現状や課題を聞き取りすることで、障がい者等及び地域のニーズを把握し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的としております。 2. 対象団体につきましては、資料に記載のとおりでございます。 3. 主なヒアリング項目につきましては、①各団体の活動状況と課題、②保健、医療について、③生活環境の整備について、④生活支援について、⑤教育や保育について、⑥雇用や就労について、⑦障がいへの理解や交流について⑧計画への要望について、⑨その他を予定しております。 4. ヒアリングの実施時期につきましては、8月下旬を予定しております。 次に、障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査の実施についての説明をさせていただきます。16ページの資料9をご覧ください。 1. 調査目的につきましては、先ほどご説明いたしました団体ヒアリングと同様ですが、次期計画策定の基礎資料とすることを目的としております。 2. 調査対象者及び3. 調査対象者の考え方につきましては、資料に記載のとおりでございます。 4. 調査内容につきましては、17ページ、18ページをご覧ください。 17ページは、18歳以上の障がい者等を対象とした調査項目であり、18ページは18歳未満の障がい児または通所受給者証所持者を対象とした調査項目であります。 これらの調査項目は、前回令和2年に実施した調査項目であり、国の基本指針を踏まえた上で、今後、質問内容の変更・追加等を行う予定でございます。 なお、アンケートに関する調査内容の詳細につきましては、第2回委員会において、委員の皆様にご意見をうかがう予定でございます。 5. 調査方法につきましては、無記名によるアンケート方式で実施し、郵送により配布・回収いたします。 6. 調査票送付と締切は、令和8年8月10日に送付し、8月21日を締切といたします。 以上で説明を終了します。
大久保委員長：	ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

泉 委 員	：	調査対象者である18歳以上の障がい者等の無作為抽出は、どのくらいの方たちを対象にした調査になるのでしょうか。
事 務 局	：	現時点の予定ではありますが、身体障がい者は約1,500名、知的障がい者は約1,000名、精神障がい者は約1,100名、難病患者は約10名の予定です。また、調査票の配付割合については、前回調査時と同程度の予定です。
大久保委員長	：	他にご質問、ご意見はございますか。
井 川 委 員	：	アンケート調査の質問内容についてです。 自立するということに対して、就労するという意味が分からない、なぜ就労しないといけなのだろうという方もいます。質問項目の中で、そういう方に対して何か質問項目があると良いと思います。
大久保委員長	：	アンケート調査は、第2回委員会において詳しい提案がされますので、その時に協議できればと思いますが、今おっしゃったことは大事なことだと思いますので、反映できれば良いと思います。 他にご質問、ご意見はございますか。
中 村 委 員	：	障がい者の方、障がい児の方へのアンケートは本人が記入しなければいけないのでしょうか。また、本人が答えられない場合は、ご家族の方が感じたアンケートということになるのでしょうか。
事 務 局	：	アンケートは質問項目の始めに、どなたが記入しましたかという設問を設ける予定ですので、ご本人の意見を聞いた上で、代筆による記入も可としております。また、回答について、ご本人様が答えられない場合は、ご家族等が支援して回答ということになります。
大久保委員長	：	大変大事なところだと思います。前回の委員会でも似たような話がありまして、ご本人がきちんと答えていくこともとても大事なのですが、答えられない場合もあつたりしますので、そばにいらっしゃるご家族なり、関係支援機関の方が、きちんとサポートするということがとても重要なので、アンケート調査をするときにも、関係団体等にも協力してもらいましょうという話が委員会の中で出たように記憶しています。きちんとした調査結果を入れたいので、ご指摘を大事にしてほしいと思います。 他にご質問、ご意見はございますか。

葛 山 委 員	：	アンケートのことですが、身体障がい者には、手や足が不自由、そして一人では郵便ポストへ入れられないという体が不自由な方もいらっしゃいます。中には、居宅サービスを受けている視覚障がい者等もあり、この場合、大事なホームヘルパーの1時間 30 分の時間帯に、アンケートを代筆していただきます。そうすると、正直、家事援助ができなかったりすることがございます。このように居宅サービスを受けている者が困っているアンケートの実態は、このような面もあります。このため、なるべく少しでも分かりやすく、短く、時間のかからない、そういったことも少し考えていただきたいと思います。
大久保委員長	：	答えるときにどうすれば良いのだろうということもありますし、たしかに、家事援助を使わざるを得ないと他の家事援助の時間は減りますね。 なるほどと思いました。アンケート調査は、なるべく答えやすいように工夫していくということになると思います。 その他、ご意見、ご質問などありますでしょうか。
一 同	：	【質問・意見なし】
大久保委員長	：	本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。 事務局から次回以降の委員会について、ご説明をお願いします。
事 務 局	：	【配付資料に基づき、説明】
大久保委員長	：	スケジュールについて、ご質問、ご意見ございますか。
一 同	：	【質問・意見なし】
大久保委員長	：	以上で、本日協議する議事は全て終了しました。 第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会を閉会します。